

志免町農業委員会議事録

1	開催日時	令和5年9月11日（月）10時30分から
2	開催場所	志免町役場 第2会議室
3	出席委員（13名）	1 番：鬼塚大輔 2 番：野中光春 3 番：世利秀剛 4 番：世利壽 5 番：藤利之 6 番：内山久枝 7 番：吉原正治 8 番：稲永雅俊 9 番：内山美紀 11 番：山内昭広 12 番：野中祥秋 13 番：原信彦 14 番：南里雅章
4	欠席委員（1名）	10 番：今泉清則
5	議事録署名委員	2 番：野中光春 8 番：稲永雅俊
6	内容	報告第6号 5月定例農業委員会議で現地調査を行った農地法第5条の規定による許可申請について 報告第7号 農地法第5条の規定による届出について 報告第8号 農地法第5条の規定による届出について 報告第9号 農地法第4条の規定による届出について 第11号議案 令和5年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）について 第12号議案 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について 第13号議案 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について 第14号議案 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について 第15号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
7	会議の概要	
事務局		ただ今から、令和5年9月の志免町定例農業委員会を開会いたします。ご起立ください。礼。よろしくお願いします。 本日は10番今泉委員より欠席の連絡がっておりますので13名出席となっております。

	それでは志免町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行につきましては会長お願いいたします。
会長	～会長あいさつ～ それでは会議規則に基づき議事録署名委員の指名を行います。 2番：野中光春委員 8番：稲永雅俊委員をお願いいたします。 それでは、報告の追認にいかせていただきます。報告第6号について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	第1回目ということもありますので説明します。報告と議案2種類あります。報告に関しましては決定したものを委員会で報告することです。議案についてはこの内容でいいかどうか審議していただくようになります。それでは報告第6号について説明いたします。 ～報告第6号の朗読～ 対象地については農地転用がされていませんでしたので、今後は地元委員さんと一緒に農地パトロール時等に確認を行い、是正が必要であれば指導していくようにしていきます。転用申請者に対しましても違反転用を行わないことは伝えています。 以上で説明を終わります。会長お願いします。
会長	意見質問がある委員は挙手をもってお願いします。
	～全員なし～
会長	質問が無ければ報告第6号は追認されたことになります。次に報告第7号を事務局よりお願いします。
事務局	次は報告第7号についてです。 ～報告第7号の朗読～ 一部違反転用となっていますが、顛末書添付しての申請であるため、受理を行っています。 以上で説明を終わります。会長お願いします。
会長	報告第7号について意見質問のある委員は挙手をもって発言をお願いします。
野中光春委員	砂利をいれたのは実際してはいけなかったことをしたということ。ある方は違法じゃないと言われる方がいたんですが、先に入れたということは違法ということですか。
事務局	全てではないですが、一部田として機能しないので、今回の形を取っています。
会長	他に意見等ございますか。
	～全員なし～

会長	無いようであれば第7号は追認されました。続きまして報告第8号を事務局よりお願いします。
事務局	報告第8号を説明いたします。 ～報告第8号の朗読～ また周辺に農地が無く、問題ないため、受理しています。 以上で説明を終わります。会長お願いします。
会長	他に質問はありませんか。
世利 秀剛委員	当該地の隣接した農地は無いんですよね。
事務局	はい。無いです。
世利 秀剛委員	隣の工場と同じレベルで地上げ。
事務局	はい。そうです。
世利 秀剛委員	当該地の排水側溝関係は図面ついてますか。
事務局	現地写真の次のページで赤で囲ってある部分が対象地で流れを矢印などで示してはいませんが、プラス20プラス100で示していきまして流れとしては右側に流れるようになります。右側が道路側になります。
原信彦委員	排水溝でありますね。左下の。
事務局長	これは田んぼの排水溝がございますので、それを閉塞するのでここに書いています。
会長	よろしいですか。何か他に質問等ありませんか。
	～全員なし～
会長	無いようであれば報告第8号は追認されました。 続きまして報告第9号を事務局よりお願いします。
事務局	報告第9号について説明いたします。 ～報告第9号の朗読～ 以上で説明を終わります。会長お願いします。
会長	報告第9号について何か質問はありませんか。
	～全員なし～
会長	質問が無いようであれば第9号は追認されました。続きまして議案第11号を事務局よりお願いします。
事務局	第11号議案農地パトロールについてです。 ～農地パトロール実施要領について朗読～ ～日時・集合場所調整～ 以上で説明を終わります。会長お願いします。
会長	質問等ある人は挙手をもってお願いします。
	～全員なし～
会長	質疑が無いようでしたら採決に移りたいと思います。第11号議案について賛成の方は挙手をお願いします。

	～全員賛成～
会長	全員賛成ということで第１１号議案は原案の通り決定となりました。続きまして第１２号議案第１３号議案第１４号議案について事務局お願いします。
事務局	第１２号議案から第１４号議案までとなります。市街化調整区域の農地転用となりますので、現地調査に行って戻ってきて判断をしていきます。 現地調査を行いますので簡単な説明のみ行います。 ～第１２・１３・１４号議案の朗読～ 今から現地調査に行きますので、準備のできた方から役場裏をお願いします。
	～現地調査～
会長	お疲れ様でした。では再開いたします。
事務局	第１１号議案の農地パトロールの日程の件なんですが、２班の田富が明日の９時からに変更になりました。
会長	第１２号議案について意見質問がある方は挙手をもって発言をお願いします。
	～全員なし～
会長	採決に移りたいと思います。第１２号議案について賛成の方は挙手をお願いします。
	～全員挙手～
会長	ありがとうございます。全員賛成により第１２号議案は原案のとおり決定させていただきます。続きまして第１３号議案について意見質問がある方は挙手をもって発言をお願いします。
	～全員なし～
会長	採決に移りたいと思います。第１３号議案について賛成の方は挙手をお願いします。
	～全員挙手～
会長	全員賛成により１３号議案は原案の通り決定となりました。
	～原信彦委員退室～
会長	次に第１４号議案について意見質問のある方は挙手をもってお願いします。
	～全員なし～
会長	採決に移りたいと思います。第１４号議案について賛成の方は挙手をお願いします。
	～全員挙手～
会長	全員賛成により第１４号議案について原案の通り決定となりました。

	～原信彦委員入室～
会長	続きまして第１５号議案を事務局よりお願いします。
事務局	第１５号議案について説明いたします。 ～第１５号議案について朗読・説明～ 今説明した修正案について町から農業委員会に意見聴取が届いています。 以上で説明を終わります。会長お願いします。
会長	意見質問ある委員は挙手をもって発言をお願いします。
山内昭広委員	基盤強化の関係で今後の縛り、開発とか吉原地区が主になってくるんですけど、道路志免宇美線が出来上がってくれば当然そこに対しての開発なり、出てくると、そういった場合の強化促進のからみはどうなってくるのでしょうか。
事務局	とても良い質問でして、この改正の中に地域計画という聞きなれない言葉が追加されるようになります。地域計画というのは基本構想に追加されたから志免町の農地に定めるというわけではなく、志免町の中でも地域計画を定めれる場所があれば定める可能性はあります。しかし、今委員がおっしゃったようにこの改正によってすぐ縛りが出てくるというものではありません。
山内昭広委員	後は随時見ながら検討。なるべく県からの縛りが無いようにしないと、縛りが出てきたら何もできない。後継者がいなくなると、そういう状態になる。荒れ放題。 タイムリーに県からそういった通達があるときに地域に知らせる。農業委員会にこう変わりましたと知らせる。ということをしてほしいと思います。そうしないと別府も田富もあります。志免も堀田地域が調整区域ですので、そういったところをタイムリーに出していただければと。
世利秀剛委員	今あの地域計画で山内委員が今後については農業委員会で精査して行って審議していかないかんということですけど。まずその前にですね、農地法が変わったことによって農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想これが志免町のなにに当たるのか、どうしてこれを変えないかんのか、他の市町村、自治体でも作っているはずなんですが、これが農地法に対する、各自治体のどういうものに値するのかというですね、その辺を説明しとかんと新しい人は分かりづらい。
事務局	これは農地法が変わったことによって変えるのではなく、農業経営基盤強化促進法が変わったことによって変更となります。 それが変わったことによって町がどう変わるかということなんですが、地域計画を市町村は作れるところは作りなさいよというの

	が法律で決まりましたので、その文言を入れてます。利用権設定、農地の貸し借り、農地法に基づく農地の貸し借りではなく、基本構想に基づく農地の貸し借りがありました、今後基本構想に基づく貸し借りができなくなるので、そのことを入れています。
世利秀剛委員	途中ですみません。農地の貸し借りができなくなるというのは。今小作の関係でですね、休耕地を他の方が作ってあるというのがあるじゃないですか、それはどういう風に。
事務局	それはですね、例えば契約期間が令和8年とかなっていた場合は引き続き貸し借りは継続されます。利用権設定に基づく貸し借りが無くなるようになります。
南里雅章委員	農地法3条が原則なのを今まで特例でできていたということですか。
事務局	特例といいますか、今まで2つのやり方がありまして、農地法3条に基づくやり方と、この利用権設定でのやり方です。
山内委員	志免町は3条が多かったろう。
事務局	多いのは利用権設定です。 基本的に3条は、借り手の方が有利になってしまうんですが、合意契約合意解約とかしないといけなくなってしまうんですが、利用権設定が何がメリットかという、1・3・6年と期限を決めて貸す方を守るっていう訳ではないんですが、貸しやすいという形になってるんですけど、これが地域計画を作って中間管理機構を利用すれば今までみたいに利用権設定に近いものを使うことはできるんですが、中間管理機構を利用することになったら、今までよりかは手続きが煩雑になりますので、3条と変わらないくらいの手続きかなと思います。もしかしたらですけど、いわゆる闇というか何も手続きせずに貸し借りする方が増える可能性があるのかなと。利用権設定が無くなるという形になるので。
南里雅章委員	農地の有効化活用しようとしているのに逆にハードルを上げていくって、逆行する制度ですね。
事務局	今の制度自体は志免町は基本構想を作って利用権設定を調整区域に限るんですけど、認めてるんですけども、それで、実際町外の方が借りて特に吉原は結構な面積を借りてらっしゃるんですが、今後もその人が中間管理機構を利用して手続きをしてくれるかどうかは難しい所もあるかもしれないですけど。 荒れなければ良いんですが、ハードルは上がるかなと、逆にそういうのが増えてくると16ページにも書いてるんですけども、今回の法改正の目玉がここになってくるので、入れて下さいということ、で地域計画の策定というところには入ってるんですけども、今のと

	ころはどこの地区にも作る予定にはしてないんですけども、そういうのが多くなってきたら作らざるを得ないとかはでてくるかもしれないですね。現状としては基本方針には入れないといけないので、内容については県と考えながら作ってきている状態です。農協に同じように意見聴取を行っています。
山内昭広	将来的には地域地域の開発とか色々に対しての弊害が出ないように情報流してもらったり、勉強会したり。
事務局	今回の議案については法律が変わって県の方針が変更になり6月末になったので、それに伴って各市町の基本構想も変更してくださいということで県から町に降りてきている状況です。大きな改正については先程説明あった通り利用権設定が廃止になるので、それに付随したところの変更になったり地域計画や担い手、新規就農者の関係の部分が16ページのところが大きな新規で追加になったところでは今のところ無いのかなとは思いますが。 また、利用権設定が廃止になったときに再度改正になる可能性があります。今からのスケジュールは農業委員会として意見があるのかないのかをお示しいただき、農協にも意見聴取しておりますのでその結果を元に県に最終的な同意協議を行うようになります。同意を受ければ告示を行います。 以上です。
会長	他に何か意見ありますか。ちょっと難しい内容でしたが、採決に移りたいんですけども、第15号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	～全員賛成～
会長	全員賛成ということで、原案の通り決定致しました。 その他何かございましたら、無いようでしたら閉会したいと思います。
	～全員なし～
会長	朝早くから遅くまで色々ご迷惑おかけしますが、今後ともよろしくお願いします。
副会長	では本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

会 長

議事録署名委員 番

議事録署名委員 番